

九条兼実と実務官人

——清原頼業・小槻隆職との関係を事例として——

大 関 直 人

はじめに

『玉葉』の記事内容を見ていくと、摂関家嫡流に生を受けた九条兼実の周辺には、様々な階層の人物が集まり、広範な人的交流が見られる。こうした視角からは、古くは兼実の周囲の人物を整理された多賀宗隼氏^①、さらに兼実の家司について分類・考察された西山恵子氏、宮崎康充氏^②、また近年では、九条兼実の情報伝達経路に注目した、曾我良成氏、石丸熙氏によって研究がなされてきた^③。

兼実をめぐる人格的紐帯の中で、とりわけ親密な関係にあったのが、院政期にそれぞれ局務・官務として活躍した有能な実務官人であり、また後に兼実の家司に連なる清原頼業、小槻隆職であった。

局務・官務については、既に小槻氏による官務「家」形成の過程を追われた橋本義彦氏による先駆的な研究があり、さらに佐藤進一氏によって、特定の氏族が「家業」の継承を背景に特定の官庁を世襲して運営する形態（官司請負制）の下に、局務・官務「家」の成立が位置づけられている。近年では、曾我良成氏、永井晋氏、遠藤珠紀氏、井上幸治氏によって局務・官務「家」成立に関わる実証的な研究がなされてきている^④。

周知の通り、本稿で分析の対象とする清原頼業、小槻隆職が活躍した十二世紀は、古代律令機構の衰退の中で、

局務・官務「家」が形成される一方、兼実が属する撰関家も分流した。こうした流れの中で、兼実は撰関家内における九条家の地位確立のため局務・官務が蓄積する文書や彼らの高い職掌能力を必要とし、他方、清原、小槻氏はそれぞれ局務・官務「家」における政治的地位確立のため兼実の後ろ盾を必要とする、いわゆる兼実と両者の時代以前にも見られた「互酬」の関係が見られている。しかしながら後述するように、兼実と両者は単なる互酬の関係に留まらない、人的交流が見られている。

管見の限り、これまで兼実と両者の関係については、以上のような政治的な関心から、わずかに曾我良成氏が、清原頼業、小槻隆職が職掌（大外記・大夫史）を介して、頻繁に兼実と答申のため伺候した親密な関係について、触れられたのみであり、文化・思想的な視点から研究がなされてくることはなかった。

すなわちこれらの関係が、兼実の時代以前に見られたように、有能な中下級貴族が、伝統的に撰関家の家司に補任される、といった要因以外に、どのような契機によって両者の関係の端緒が開かれ、さらにそれが兼実のいかなる思考の下で結びつき、兼実の頼業・隆職に対する高い評価に表れるような親密な関係へと邂逅していったのか、といった点について考察されてくることはなかった。

『玉葉』の広範かつ多様な記事内容が示しているように、兼実は当代随一の知識・教養人であった。『玉葉』には、兼実が積極的に政務に必要な有職故実を、それらに長けた貴族や頼業・隆職といった実務官人から収集し、研鑽を積む姿が見られている。詳しくは本稿で述べていくが、しばしば兼実は、こうした自己研鑽の目的を、「朝（朝廷）のため」と述べている。

『玉葉』中には、兼実が、撰関家に属する自身の立場を、儒教（『孝経』諸侯章）が規定する「諸侯」に置き換えていることを表す文言が散見できる。『孝経』では、諸侯の最大目的として「社稷・民人」を統治することがあげられている（『孝経』諸侯章）。兼実はこうした儒教観に基づいて、社稷運営にとって有益な職掌能力を有する実

務官人を、特に高く評価していたものと考えられる。

ところで当時、三事兼帯をするなど有能な実務官人として活躍し、兼実の家司となった、藤原光長、葉室宗頼がいる。光長は政所執事、宗頼は政所年寄といった兼実家の家政を司る重職に就いている。しかしながら、頼業・隆職同様にして朝廷における有能な実務官人で兼実の家司となり主従関係となつてゐる、といった共通項を有しつつも、兼実の彼らに対する人物評価は明らかに異なつてゐる。したがつて、こうした差異を考えていくことは、兼実、ひいては院政期の摂関家と実務官人との関係の一端を捉える上で、意義あるものと考え⁷⁾。

かかる点から本稿では、通時的に、兼実と清原頼業・小槻隆職との関係を『玉葉』中に追ひながら、先述した人物評価の差異が兼実のいかなる思考に起因しているのかを考察していきたい。なお史料中の傍線は筆者によるものである。

第一章 局務 大外記清原頼業

第一節 十二世紀における清原氏内部の政治的状况

冒頭で述べたように、官司請負制の概念の下、局務「家」形成に関する実証的な研究が蓄積されてきており、十一世紀頃より、大外記が清原・中原両氏によつて独占され、やがて局務家と称され、十四世紀になり中世的な「家」が成立したとの理解が示されてきている。

こうした家の形成の中で、局務内での清原頼業の位置は、既に松園齊氏が、頼業以降の局務家において、頼業を「大々外記殿」と尊称し「家」の由来を語るときも多く頼業から始めるようである。」と指摘されているように、局務家形成の中心人物として清原頼業が占める位置は非常に大きいものと言えよう。⁸⁾

かような清原頼業と兼実の関係については、古くは向居淳郎氏が兼実と頼業に長年に亘る親交があり、兼実が執政に就任した後、政務上において補佐したことを指摘されている⁹⁾。さらに和島芳男氏は、兼実の叔父である頼長との関係を比較しながら、頼業が政務における兼実を「法皇にはばかりながら、頼朝の支持を得て執政となり、一種の公武合体を実現した」ため、「失望」、「幻滅」したという見方をされた¹⁰⁾。さらに近年では、曾我良成氏が局務・官務家の成立・展開に関わる一連の研究の中で、僅かに兼実と頼業の関係について触れられている。しかしながら以上の研究視角は、局務家成立展開の過程の中に、頼業の政治的立場が位置づけられたものであり、頼業と兼実との関係を中心とした論考は見られていない。よって次節では『玉葉』に見られる兼実と頼業について見ていきたい。

第二節 兼実の清原頼業評

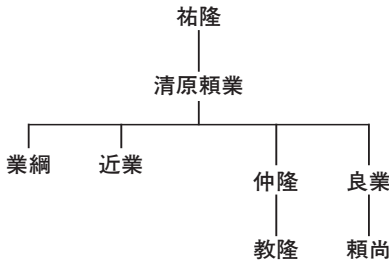
仁安二年（一一六七）正月十六日の歌会にあたって、兼実は頼業に諮問を行っている。これが『玉葉』における頼業の初出となる。時に兼実十八歳、頼業四十四歳である。なお翌月には平清盛が位人臣を極めて太政大臣となるなど政治的に大きく動いた年に両者は邂逅している。その五年後の承安二年（一一七二）には、徳子が高倉天皇に入内、大輪田の泊の築造が行われた年の十一月二十六日には、

今日、大外記頼業真人進二字¹⁾

と、頼業は「二字」を進めて兼実と主従関係を結んでいる。その後の両者の関係は、『玉葉』中に頼業の博識・職務遂行能力を高く評価する記事が多く散見していることが示しているように良好であった。

承安から安元年間までを見ていくと、

清原氏略系図



見聞書、被任上官等、其他、明経博士頼業、是世之所推也¹²

此他吐和漢之才、談天下之動靜、其才可謂神、可貴云々¹³

頼業真人来、余召簾前、談雜事、吐和漢才、詎敢比肩、誠是國之利器、道之棟梁也¹⁴

と頼業が評されており、年を追うごとに「是世之所推也」・「其才可謂神」・「誠是國之利器、道之棟梁也」とその和漢の才能が高く称賛されていたことが分かる。

ここで注目したいのは、兼実が頼業を当時の平安貴族社会に浸透していた儒教観に基づいて「誠是國之利器」と評価していることである。すなわち『論語』が述べるところの学識、人格に優れた人物（「君子」）に頼業がたとえられており、「明経博士」としての「和漢之才」を高く評価しているのである。こうした評価の対極にあったのが後白河院近臣であった。しばしば兼実は、院近臣を「小人」と評している¹⁵。院近臣を知識だけで徳性を欠いた者として批判をしているのである。こうした点を合わせて考えていくと、兼実が、儒教観に基づいて、頼業を知性と徳性を備えた実務官人として評価していたことが理解されよう。

治承・寿永の内乱期においても、ますます頼業の実務能力が大きく期待されており、先例を勘申しその返答があった際の治承二年（一一七八）十一月九日には、

頼業来、先日所仰付之雜例、且節会事許注出所将来也、抄出之体尤優也¹⁶

とその職掌能力の高さが述べられている。

寿永二年（一一八三）となり、五月の俱利伽羅峠の戦いを経て、七月に平氏が西国に落ち十月になると、十三日には小槻隆職によって、源頼朝の申請によって東海・東山・北陸三道における荘園公領の領有権を元の領主に戻す宣言（十月宣言）が出され、同年十月二十二日には、東国における行政権を委任する宣言が追って出されている。こうした政治情勢の中、同年十月二十二日には、

大外記頼業来、談世上事、密所示之旨同愚案、可謂賢士云々、才学卿大夫等、多入僻韻云々、政理与才学、素各別道也¹⁷

と兼実の「密所示之旨」に対して頼業が兼実と同意見であったことに対し、「可謂賢士云々」と高い評価が与えられている。「才学」に優れた「卿大夫等」をもってしても、「政理与才学、素各別道也」のため、多くが「僻韻」となってしまうのに対し、頼業は「才学」だけではなく「政理」を兼ね備えた人物であるとして高く評価されている。すなわちここからは、兼実が、頼業が明経博士としての儒学の才に加えて、政理の才を持ち合わせていることに高い評価を与えていることが分かる。

やがてこれまで兼実が称賛し認めてきた頼業の能力の高さは、寿永二年十一月十四日には、

大外記頼業来、大将、中将両息共受始尚書於頼業、是非兼日之支度、臨期所思立也、頼業於明経道、不恥上古之名士也、仍為令受習其説也¹⁸

と兼実の嫡男良通（大将）と次男良経（中将）の儒学の師匠を任せられるまで兼実の信頼が高められていった。兼実は子息教育をその道の名手に任せており、明経道においては頼業がその教育を担当した。以後、良通が文治四年（一一八八）三月に急逝するまでこうした師弟関係が継続することになる。

この後、頼業の子近業が流れ矢に当たって死亡したとの情報が入ると、寿永二年十一月二十二日、兼実は頼業のもとに、

又聞、大外記頼業子直講近業、中流矢失命云々、但未聞一定、仍問遣父真人之許、¹⁹
同年十一月二十四日には、

以待（外記大夫政職）、遣大外記頼業之許、吊其子親業安否、去十九日、於戰場天亡之、有風聞之故也²⁰
と数日にわたって使いを出して安否を尋ねており、両者の親密な関係が窺える。こうした両者の関係はさらに深ま

つていき、同年十二月二十四日には、

大外記頼業着布衣密々来、談自身及世上事、今日晚頭始可出仕云々、⁽²¹⁾

と、頼業が「密々」に兼実の許に参上して「談自身及世上事」といったように、職務上の「公」の関係から「私」的な関係へと両者の関係が変質していることが確認できる。かように築き上げられてきた兼実と頼業の関係は、その後も「密々」という表現で表わされる通りに、文治三年（一一八七）四月十九日には、

又頼業真人来、先密々持来意見、(中略)余見之、和漢之才、実可謂博覧者歟⁽²²⁾

と関係が深められ、都度、兼実は頼業の能力(和漢之才)を「実可謂博覧者歟」と称賛している。さらに嫡男である良通が急逝すると、その翌年の文治四年（一一八八）四月二十二日には、

密々二位中将(良経)始説論語於大外記頼業真人、件人為内府(良通)之師匠、戀其遺位、所庶幾此事也、余又敢不忌之、只悦逢名士而已。⁽²³⁾

と、頼業は「密々」に兼実の次男良経に『論語』の講義を始めており、これを知った兼実は感慨深く感じ入るとともに「只悦逢名士而已」と述べている。ここからは頼業の九条家に対する特別な思い入れが感じ取れよう。

第三節 兼実の中原師尚評

前節では、兼実と頼業の関係を通時的に見てきた。兼実は、頼業が「漢学の才」に加えて「政理の才」を持ち合わせて、「社稷」に対して有益な人物であったことに對して高い評価を与えており、さらにはこうした評価の背景に儒教観が存在することを指摘してきた。次に本節では、こうした点を確認すべく、頼業と同時代に活躍し、同じく大外記の地位にあった、中原師尚に対する兼実の人物評価を見ていきたい。

元暦元年（一一八四）八月二十七日条には、

大外記師尚來依召也、召簾前仰文書間之事（今日始所、呼前也）、所借召之処文等申可

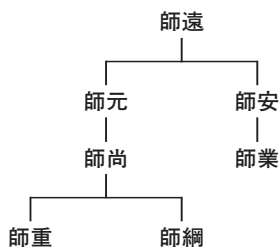
進之由、云才漢、云器量、不及頼業歟²⁴

と、師尚が頼業に比して才漢・器量が及ばないと評しながら、頼業の職掌能力を高く評価している。その後、師尚は、兼実の要請によつて中原家所蔵の書籍・文書の貸し借りにおいて登場することが多くなる。治承三年（一一七九）十月十一日には、

大外記師尚來、依兩息之慶歟、余仰本朝世紀可借進持參之由、申可持參之旨、件文信西法師作之、寛平一代国史云々、而給師元朝臣、令書写之、伝在師尚之許、他人一切不持云々、仍所尋召也²⁵

ここでは中原家において「他人一切不持」とされた『本朝世紀』を兼実が師尚に借り受けるべく師尚を召しているなど、兼実が中原家所蔵の蔵書・文書の閲覧に強い関心を持っていたことを窺わせてくれている。その後も、師尚に秘蔵の文書を借り受けており、兼実が内覧に就任する前年の元暦二年（一一八五）正月十三日には、以下のようなやり取りが兼実と師尚の間でなされている。やや長い内容であるが興味深い内容なので全文を掲載したい。

中原師尚略系図



入夜大外記中原師尚來、申靈夢之事、件事旨趣者、去年三冬之比、依尋召借進秘藏抄物（雜例抄故師元自抄）、然間稱有夢告、第四以後不借進、仍雖不能重尋召、内心深鬱念、只於師尚之秘申者、不可及左右若有髓之夢者、取諸身生涯之遺恨也、所以何者、下官於文書成尊重之思、又輒不外漏、何況、下官得此書、為朝不可有損、凡人心如面、雖有万端之異、非權者無知人之心底、至于靈魂者、以通力必知之、而不可許下官之被閱之由、有夢之条、一ハ可耻於身、一ハ可怨於靈歟、靈若靈者、悉心無隱歟、此条深以為遺恨、仍自聞此事之後、寤寐不忘、而今夜師尚申云、去年夢趣、師元之前二師尚相對而居、即前二披置此抄、然間、父氣色太不

快、即覺了、仍進借之条、不叶先親之心歟ト、成恐之処、去九日又夢云、如初師元之前ニ対居、于時自此御所
(指余也)、有御教書、師元乞被見之後、殊有和顔之色、殆及悅歟、仍於今者、存不可奉秘之由所持參也云々、
(持来第四卷) 靈魂感愚臣之心操、忽許相見歟、可悅々々、可憐々々、⁽²⁶⁾

ここでは、「秘藏抄物」を三回にわたって兼実が借り受けていたところ、師尚より「夢告」があり第四卷以降は持参することができなかった旨が記されている。すなわち、師尚の父である師元が現れて「氣色太不快」であったため「不叶先親之心歟ト、成恐之処」と考え兼実の下に持参することができなかったと師尚は述べているのである。この夢の内容につき兼実は「寤寐不忘」と憤慨しているが、後日に師尚が再び夢を見て、

兼実の御教書を師元が披見したところ「殊有和顔之色」となったので「存不可奉秘之由所持參也」としたことを兼実に伝えると、「靈魂感愚臣之心操」と喜びを表している。兼実はかような文書を借り進めることは「下官得此書、為朝不可有損」と述べており、この出来事が兼実の内覧就任の前年であることも相まってか、自己研鑽を積み政權運営に向けて役立たせようとする強い意識の表れを感じさせる内容となっている。さらに「為朝不可有損」という一文には、「能保其社稷」(『孝経』諸侯章) ことを重要視することを踏まえた、兼実の儒教観がよく表わされている。⁽²⁷⁾

第四節 兼実の清原頼業における評価の思想的背景

以上、これまで兼実の清原頼業に対する評価と、中原師尚との評価の差異を比較考察してきた。ここでは頼業、師尚ともに同時代に活躍した大外記であるが、兼実は頼業の「才漢・器量」を高く評価して、師尚はそれに及ばないとの評価を加えていることを確認してきた。

述べるまでもなく、こうした評価は兼実の主観によるものであることに注意を払わなければならないが、本稿で

は兼実のこうした評価にみられる思想的な背景を探ることに主題があるため、兼実の主観にしたがって見ていくならば、先述したように、兼実は常に「社稷」のことを考え「為朝」に、中原家の秘蔵の書籍・文書をはじめ多くの典籍を通読し政務に活かすべく、自己研鑽を積んでいる。

こうした点を踏まえて、兼実の頼業に対する高い評価の根拠を考えていくと、頼業が家業である明経道に加えて「政理」を有し、それがひいては「社稷」のために有益な人材となっているがゆえに、高い評価が与えられていたものと考えることができよう。

また近年、遠藤珠紀氏は、清原氏等と比べて「大外記就任者、外記経験者が一族内で分散しているように見受けられる」と指摘されている。⁽²⁸⁾このことは中原氏内部の問題として、家業である明経道や蓄積された文書の継承を巡る問題や代々の中原家当主が摂関家との強い紐帯を結び政治的に安定した状況を築くことができたかどうかという問題とも深く関わっているものと考えられる。清原頼業の場合は、朝廷が要求する高い実務能力を備えていたこと、さらに兼実との紐帯によってその政治的立場が保たれていたと言えよう。

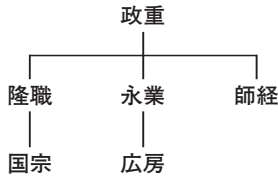
第二章 官務 大夫史小槻隆職

第一節 十二世紀における小槻氏内部の政治的状况

次に、これまでみてきた清原頼業と同時代に活躍し、兼実と親密な関係をもち、職掌能力の評価の高かった、大夫史小槻隆職との紐帯を考察していきたい。

周知の通り、小槻氏は弁官局の実務担当者である大夫史の職を世襲して官務家と称された。冒頭で触れたように、これまで官務家成立の歴史的要因・背景については、橋本義彦氏、佐藤進一氏以降、実証的な研究が蓄積されてき

小槻氏略系図



周知の通り、文治元年（一一八五）、隆職は源頼朝追討宣旨発給に携わった咎により、頼朝の要請によって一時、大夫史の職をとかれるなど、朝廷内における立場は安定したものではなかった。こうした隆職を取り巻く内（小槻家）と外（朝廷）の状況を踏まえて、隆職は摂関家の兼実の下に参上したことは十分推測されるが、これでは従来から指摘されているように藤原兼家以来、小槻家の当主が摂関家の家司となり、一方の摂関家も官務としての小槻氏が蓄積した文書や職掌能力を期待する互酬関係の域をでるものではない。次節で見えていくように兼実が、隆職の職掌遂行能力を高く評価する背景には、社稷のために有益な実務能力を備えた人物を高く評価する儒教観が踏まえられているのである。

ている。こうした中で曾我良成氏は、政治史的視点から、隆職の実務官人としての実態を明らかにされ、隆職と兼実の関係における「個人的な関係」について言及されている。⁽²⁹⁾

一さらに井上幸治氏は、十二世紀半ば以降の「朝廷経済システム」の変化に対応した、小槻氏が「六位の官人を家人化したつつ所領を開発し、文治・建久期に隆職・国宗が整備・拡大した」と指摘され、とりわけ隆職の役割を重要視されている。

また井上氏は、こうした隆職の積極的な行動の要因として、小槻家の分流をあげられている。長寛二年（一一六四）十二月、兄永業の死を受けて、隆職が大夫史を継ぐのであるが、本業である算博士は、二条天皇の意向により甥の広房が継ぐこととなった。こうした事態によって、小槻家は隆職の壬生流と広房の大宮流へと分流する結果となり、「算博士を継承できなかった隆職が、自身の地位を確立するため一層、「大夫史として官方を統制することに専念」したとされている。⁽³⁰⁾

第二節 兼実による小槻隆職評

『玉葉』に兼実と隆職の關係を見ていくと、両者の親密な關係が散見しており、承安四年（一一七四）十月二十一日には、

隆職宿禰来、官奏文書所持參也、召仰雜事等、申旨分明也、可嘆美、可嘆美^①

とその職掌能力を高く評価する記述が目立ち始めるとともに、兼実との親密さを窺わせる内容が増えていく。さらに隆職が不遇な人事にあった際の承安五年（一一七五）九月六日には、

又被仰下穀倉院別当云々、下野守卜部仲遠、伺候院之者也、未曾有、如件人、掌此職事、多大外記、大夫史、医陰陽道二寮頭助等之間、可然之者、所補来也、今度、隆職当此任、禰大夫史、十ヶ年奉公不懈怠、未浴一恩、今漏此撰、聖代之政豈然乎、莫言^②

と、隆職が穀倉院別当に補任されなかつたことについて、「聖代之政豈然乎」とまで嘆息しており、さらに隆職がその職に適任であると意見を露わにして、兼実が隆職に対して高い評価を与えていることが分かる。

かように兼実が高く評価された隆職は、安元二年（一一七六）四月二日には、

大夫史隆職来、召前仰雜事、此次頗吐述懷詞、是自身不任主税頭、其子雖望市正、又以漏其恩、（欲申任官史、仍為本官所望云々、彼一家拜任此官、為吉例云々）、父子所望皆以不許、隆職自拜五位史以降十二年于茲、未兼一官、古来無比例、大外記兩人（頼業、師尚）、共隔一年後進也、各飽浴朝恩、隆職有何過怠被塞道理之望、寸丹之憤難達叡聞、雖耻身之不肖、但猶思、家之余慶云々者、所申有理、尤可被哀憐歟、未代之政失理乖例何為々々^③

と兼実と雑事を談ずる中で、「頗吐述懷詞」と自身の主税頭及び子息の市正への任官を懇望してきたが、一向に許

可されてこなかった不満を打ち明ける程に、兼実と親密な関係となつてゐることが確認される。安元三年（一一七
七）正月三日になると、

隆職宿禰来、昨日恒例参也、今日別所参也云々、件人於事致志、就中、官奏之間、殊有忠節³⁴

と兼実にとつて隆職は「件人於事致志」とまで官奏において忠節を示していた。ここには前章で見えてきた清原頼業の評価に通ずる、「社稷」に対する「志」がある人物として隆職が評価されていることが指摘できる。かように兼実の隆職に対する評価は、清原頼業の評価と同様にして、兼実が『孝経』における「諸侯の孝」の最大目的である「社稷」運営を最重視する儒教観に影響を受けている様が見取れよう。

ところで、先に曾我氏が兼実と隆職の間を「個人的な関係」とされたことに触れたが、その根拠を氏は以下の内容に求められている。治承二年（一一七八）正月二日になると、

隆職宿禰来、余密召簾前、問世上事、申旨如風聞、件男殊有其志、仍对面也、於外人者、不可然³⁵

ここにおいても隆職は兼実をして「件男殊有其志」と言わしめるまでとなつてゐる。この前提にはこれまで見てきたような官務としての職掌上の勤めを忠実に果たし、さらに兼実の下に参上して信頼関係を構築してきたが故の結果と言えよう。翌日には、

又隆職宿禰参入、昨今参上勝他人³⁶、

兼実邸への度重なる伺候に対し兼実は、「昨今参上勝他人」と述べられており、隆職は積極的に兼実の下に参上して紐帯の強化に努めている様が見られる。

元暦元年（一一八四）九月十九日には、

入夜隆職来、余受病以来、毎日隔日之参、敢無闕怠、無雙之者、可謂過分之忠節歟³⁷、

と兼実が病臥した折には、隆職は頻繁に兼実を見舞い「可謂過分之忠節歟」と言わしめるほど信頼が高まっていた。

文治元年（一一八五）には、隆職は、頼朝追討の宣旨を奉行したことにより解官されており、建久二年（一一九一）となってようやく後白河院の人事により復官を果たしている。こうした隆職にとつて不遇の時期においても、その職種能力に対する評価は高く、建久二年（一一九一）四月二十二日には後白河院より隆職の復官につき兼実に諮問があった際には、

以宗頼、自院被仰下云、官中執權、可仰隆職者、余申云、此條其理可然、殆可謂善政、但頼朝卿在京之時、隆職雖還着本官、於官務者、広房不可相違之由令申了、⁽³⁸⁾

と先の頼朝による隆職免官の経緯を考慮して広房を官務としながらも、隆職復官を「其理可然」と述べている。さらに翌日には、

兼又隆職官務之故実、局中之練習、更誰比肩哉、⁽³⁹⁾

と具体的に隆職が「官務之故実、局中之練習」においては他に肩を並べる者はいないとまでその職掌能力の高さを述べている。

文治二年（一一八六）の兼実摂政就任後は、頼業・隆職ともに記録所の寄人に任命されるなど、兼実の政権運営に参画している。正しくこの人事は、彼らの職務能力を高く評価してのものである。

このように築き上げられてきた兼実と隆職の関係は、建久三年（一一九二）正月十五日になると、

此日、女房密々参詣賀茂、吉田、祇園等、行輔朝臣乗車在共、侍男共在車後、召人車也、入夜節供如常、陪膳、⁽⁴⁰⁾
両方、兼親朝臣兼勤之、家司隆職勤仕之、女房良業勤之、

と、隆職が兼実家の家司として初見し、その後、兼実が失脚する前年の建久六年（一一九五）正月一日にも、

今日家拝礼、（中略）家司、師尚、以政、兼親、隆職、師直、広房、国行等、⁽⁴¹⁾

と甥の広房とともに家司として兼実の拝礼に参加していることが確認できる。またこれまで触れてきた、中原師尚

も兼実の家司として名を連ねている。翌年にはいわゆる建久七年の政変により兼実は関白を辞することとなるが、これまで見てきたように有能な実務官人が家司として組み込まれている。このことは父祖以来の伝統的な結びつきによる補任に基づいてのものであったが、とりわけ清原頼業や小槻隆職においてはそれ以上に彼らの職務上における能力や才能を高く評価してのものであったと言えよう。

よく知られているように、既に摂関政治期には朝廷の実務官人が摂関家の家司に任ぜられている事例が見られており、こうした紐帯は兼実と頼業・隆職だけに特筆されるものではない。⁽¹²⁾だが頼業・隆職ともに、兼実よりも早く執政に就任している基実・基房との関係においては、兼実程の親密な関係を見出すことはできない。

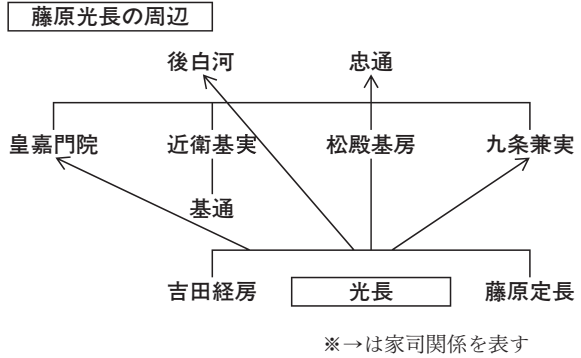
これまで見てきたように、『玉葉』に記載される小槻隆職、清原頼業と兼実との関係は、当初は兼実の大臣としての諮問にあずかる官務・局務という職掌上の「公的」な結びから端緒が開かれ、次第に彼らとの交流の中で、家司という「私的」な関係の紐帯へと展開していくこととなった。ここからは中世の実務官人と上級貴族とのあり方とともに、単純に主従関係、職掌関係に分類することができない広汎な紐帯の実態が窺うことができる。

第三章 兼実と上級家司

これまで兼実と清原頼業・小槻隆職との紐帯及び彼らに対する兼実の評価の背景について見てきた。ここでは頼業・隆職同様、当時、朝廷内において有能な実務官人として活躍し、さらには兼実の家司となっていた藤原光長・葉室宗頼との紐帯について考察していきたい。

第一節 藤原光長

藤原光長は、院政期に繁栄の基礎を築いた高藤流（勸修寺流）の為房の子為隆の子孫であり、兄に吉田経房、弟



に藤原定長がいる。⁽⁴³⁾よく知られているように、この三兄弟はともに三事兼帯し、その実務能力が高く評価されていた。経房・定長はともに後白河院の院司として院の近くに仕えたが、光長は兄弟たちとは異なる方向性を示し、皇嘉門院判官代より出仕し、その後兼実の父忠通の家司、続いて松殿基房の家司、後白河院判官代等を経て、さらには皇嘉門院の別当を勤めながら基通の家司となるなど、摂関家に近い立場を一貫してとっていた。このように光長の職掌能力の高さは諸方より評価され家司として重用されていたのであった。

『公卿補任』によると、光長は皇嘉門院の御給を得て昇進を続け、以後密接な関係を築いていった。兼実との接点はこの辺りに求められよう。⁽⁴⁴⁾治承二年(一一七八)十月六日には、兼実家の家司でなかったのにも関わらず、皇嘉門院による基房への申し入れによって、特別に嫡男良通の春日祭使奉行に関わっており、女院を媒体にして光長と兼実が結びついたことが確認される。⁽⁴⁵⁾

その後、光長は、治承三年(一一七九)には良通の家司に補され、寿永元年(一一八二)十二月二十八日には兼実の家司となっている。家司となるやいなや、政所奉行に就任し家政を取り仕切っており、⁽⁴⁶⁾文治二年(一一八六)三月に兼実が摂政・氏長者に就任すると、政所執事及び勸学院別当を兼帯し、殿下渡領鹿田庄を預けられている。⁽⁴⁷⁾

とりわけ文治元年(一一八五)以降光長は、兄経房が関東伝奏となったことにより、兼実と後白河院・頼朝間におけるやり取りの窓口となるなどの重責を担っており、菊池紳一氏が指摘されているように光長は「摂関家方面の担当者とも言いうる存在」であった。⁽⁴⁸⁾

先述した通り、光長はその実務官人としての高い能力をかわれて、兼実家の家司として仕え、やがて家政の中心者としての自身の立場を確立していくこととなった。またここからは当時の「家」の確立の動向の中で、勸修寺流藤原氏としての光長は、他の兄弟同様後白河院に仕える選抜肢もある中で、忠通・皇嘉門院との関わりもあつてか、一貫して撰閑家、とりわけ九条家近くに仕え自家の確立を目指した強い意思が窺えよう。

文治二年閏七月二日には、こうした光長の兼実家への忠勤姿勢に対し後白河院は以下のように評している。

光長密語云、今日參院、定長伝密勅云、汝兄光長朝臣者、有学問聞、又頗得人望歟、而撰政之辺近習之間、朕事頗以蔑爾、就中太上天皇、不可知食天下之由、為撰政沙汰、示遣閑東、其事光長奉行云々、件事深所恐思食者也^⑩、

この記事によると、光長が院に参上した際に、弟の定長より、後白河院が定長に語ったという話を伝えており、光長が兼実の「近習」であることに加えて、院が政治を執り行うことを兼実が良しとしない意向を頼朝に伝えたとして不快感を表している。このことから、当時の朝廷内において、光長が兼実と非常に近い関係にあると認識されていたことが確認されよう。

後日の文治二年閏七月三日には、この一件につき兼実は、定長を召して申し開きをしながら、
定長深有信伏之色、但件男前撰政之方人也、縦有黒服之思、專任白日之誠者也^⑪、

と定長が前撰政基通の家司であつたがゆえ、兼実はこの度の一件の背後に定長があると見なしている。よく知られているように、兼実は甥である近衛基通を後白河院との関係が特段深い人物として快く思っておらず疎遠であつた。

またこの事件を情報伝達経路の形成という観点から考えてみると、「後白河院↓定長↓光長↓兼実」といった情報の流れが確立されていることが分かる。光長や定長が優秀な実務官人であり、彼らの能力が主人の側からも家政を委任する上で期待されていたことは先に触れた通りだが、当時の社会で一般的であつた複数の主人に家司として

仕えるという主従関係のあり方は、こうした情報伝達の経路を形成するといった側面も有していたと言えよう。

ところで定長は後白河院の院司であり、前摂政基通の家司でもあった。さらに光長と定長は兄弟であり、ことあるごとにそれぞれ情報交換なされていたことが推測される。結果的に兼実も光長の実務能力に加え、こうした光長が持つ人脈が齎す恩恵を蒙っていた。

以上光長と兼実との紐帯のあり方を、両者が邂逅した契機を探りながら考察を行ってきた。光長のような上級家司ともなると、家政を担う重責を期待して迎え入れられ主従関係が結ばれた。さらに光長・経房・定長兄弟による伝達経路は後白河院と兼実の間に情報伝達経路が形成され様々な情報が兼実の下に齎されていた。

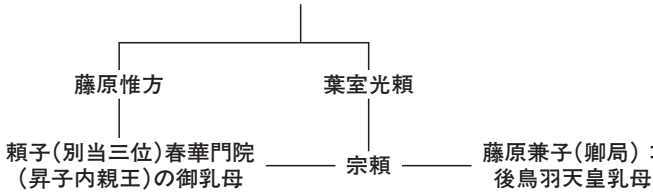
兼実との個人的な関係では、先に見てきた清原頼業、小槻隆職との間に見られるような親密な関係は見られず、専ら家司と主人という域を超える関係は確認されなかった。

第二節 葉室宗頼

葉室宗頼は勸修寺流藤原氏の出身で実父に光頼をもっていたが、叔父成頼の養子となった。文治二年(一一八六)正月に宗頼は「二字」を進めて兼実と主従関係を結んでいる。その際、兼実は八条院より「自女院殊可哀憐之由有仰」と殊に宗頼を愛憐するよう頼まれたとしている。さらに兼実は宗頼を「依射山之疎遠、漏度々之頭官、仍叙四品不帶一職、已如棄置人」と後白河院と宗頼が疎遠の関係にあり長年不遇を蒙っていたが、「以惜之而頼朝推挙万人之内申任大蔵卿了」と源頼朝の推挙により大蔵卿に推挙されたとしている。兼実は宗頼を「才幹優美、心操穩便」と評しており、同年三月十六日には政所年預に補任するとともに、殿下渡領である方上庄を預けている⁵²。

『公卿補任』によれば宗頼は八条院の御給で五位に叙されており、また後述するように妻が女院の女房であったこともあって、女院とは深い関係であった⁵³。

葉室宗頼の周辺



また文治二年（一一八七）二月四日には、兼実の子息良輔の乳母に宗頼の妻がなっている⁽⁵⁴⁾。この宗頼の妻は八条院に仕える女房四条局であり、良輔の母も八条院に仕える三位局という女房であった。五味文彦氏が「宗頼は八条院から送り込まれてきたとでもいえようか。」とされているように宗頼は八条院の近臣であった⁽⁵⁵⁾。

このように宗頼は、八条院に仕える一方で、兼実の家司として仕え、先に見た藤原光長とともに九条家の家政を担う中核として活躍をしていくことになった。この間の文治二年（一一八六）七月には、兼実の子息良通の家司、続いて兼実の北政所の家司となっており、九条家の家政を広く担当するようになっていた⁽⁵⁶⁾。

いわゆる建久七年の政変（一一九六）による兼実の失脚後も、宗頼は政界を追われることがなかったばかりか、正治元年（一一九九）には後鳥羽天皇の乳母卿局兼子を妻に迎え、さらに正二位権大納言に昇進し、建仁三年（一二〇三）に五十歳にて逝去している。

ここからは兼実と宗頼が邂逅する直接の契機としては、八条院の推挙により宗頼が兼実の家司となっていること、さらには先に見たように宗頼の出身である勧修寺流藤原氏が代々撰関家の家司として勤めている先例などが相まって、兼実家と紐帯していることが確認できる。

またここでも先の光長同様にして、宗頼ともに兼実に家政を執り行う上での高い実務能力を評価されながらも、個人的ともいえるべき親密な関係を見出すことができなかった。兼実と宗頼の関係は主従（主人と家司）を媒介にした紐帯であるが、兼実は九条家の家政を滞りなく遂行する実務能力を宗頼に期待する一方、宗頼も光長同様「自家」の確立のため撰関家に仕えている。それ以上の関係はなかったのである。このことは宗頼が兼実失脚後

も政界に留まっていたことができたことから分かるように、複数の主人に仕えていることや姻戚関係により宗頼の立場が保たれていたのである。

第三節 兼実の藤原光長・葉室宗頼に見られる人物評価の背景

以上に、兼実家の上級家司として活躍した藤原光長、葉室宗頼を事例にして、兼実と家司の紐帯のあり方を考察してきた。彼らは下家司と異なり、兼実家の他にも他家の家司として勤めていた。またこのことは先の光長の例のように、情報伝達経路の形成という機能を有することにもなった。

兼実と光長・宗頼との関係は、同じ家司でも先に見てきた清原頼業・小槻隆職のような官務・局務出身の家司とは異なり親密な関係は確認できず、主人とその家政を取り仕切る家司以上の関係は見られなかった。これは光長・宗頼が他家にも仕えていることが関係しているように思われる。

政所執事・年寄といった上級家司ともなれば、家の佳例に熟知するとともに諸儀の次第作進、雑事定文の作成、重事の奉行といった実務を滞りなく遂行する高い能力が求められる。それゆえ主人の側としては彼らの実務能力を期待して自家の家司として迎え入れている。実際に高い実務能力を持った彼らは諸方よりいわば「引き手数多」の存在であったと言える。一方家司の立場では、摂関家や院などの有力者の家司となることによって自己の実務能力をもって朝廷社会において「家」の確立を目指す足掛かりとした。このような両者の思惑が合致し、こうした主従関係が成立したと言える。

かような関係は時に、彼らを介して有益な情報が兼実に齎される一方で、また情報が漏洩するという危険性も孕んでいた。先に見たように後白河院が話した内容を、定長が光長を介して兼実に情報を漏らしている事例がこれを物語っている。

このように考えてくると、兼実と家司との関係も下家司から上級家司まで様々な階層でのあり方があるが、光長・宗頼のような上級家司との関係では、家政を滞りなく遂行する職務能力を期待する以上の関係は築かれなかった。

おわりに

以上本稿では、九条兼実をめぐる人格的紐帯の中でも、とりわけ主軸となる主従関係に注目し、官務・局務に出自をもち、家司となった清原頼業と小槻隆職との紐帯の実態を捉えるべく、彼らと同じくして実務官人で、家司という共通項を有し、さらに政所執事、年寄として家政の中心を担った藤原光長・葉室宗頼と兼実との関係について比較考察を行っていった。

家司補任において兼実は、父祖以来の伝統的な結びつきを重視しながらも、自身が当代随一の知識・教養人であったこともあり、とりわけ諸道において秀でた人物を好んで登用していく傾向が見られた。しかしながらそれ以上に、摂関家の嫡流という政治的な立場にあつて国政を第一に考える意識が根底にあり、一層、頼業、隆職との関係を深いものにしていったものと思われる。すなわち、頼業を「政理与才知」をもつ人物として「国之大器」と称賛し、隆職では「官奏之間事」において「於事致志」があると兼実に評価されており、何れも「社稷」において欠かせない資質と能力を両者が有していたがゆえに高い評価が与えられ、兼実との紐帯が深められていったのである。

さらに同じく家司であつた光長、宗頼がその高い職掌能力を認められながらも、頼業・隆職のような過大な評価がなされていなかった点も確認していったが、これについては、彼らの活躍の場が基本的に兼実の家司という私的な権門内に限られていたためと考えていった。光長、宗頼ともに他家の家司として仕えてきたという経歴をもつていたため、情報伝達経路の確立という意味では兼実に資するものになっていたが、『玉葉』の記載に確認できるよ

うに、兼実にとつては、こうした情報伝達経路の構築よりも国政を如何に運営していくかという摂関家嫡流としての意識の方が勝っていたものと考えられる。

こうした差異には、繰り返し述べることとなるが、ここでも儒教（『孝経』）が説く「諸侯の孝」が兼実によつて踏まえられていることが大きく影響しているものと考えられる。すなわち常に「社稷」（国）を思い「為朝」（朝（朝廷）のため）を重んずる兼実にとつて、「社稷（国）を保つ」上で、資する有能な人物こそが、清原頼業と小槻隆職であつたのである。

周知の通り、兼実の父忠通と叔父頼長の対立により摂関家は分裂の危機に瀕し、以降五摂家へと分流した。基実の近衛家、基房の松殿家、兼実の九条家が起り、そのときどきの政治情勢により摂関就任をめぐり対立が深まる中、兼実は長きにわたり右大臣の地位にあつたが、この間の『玉葉』中の記載を追つていけば明らかのように、将来、摂関として国政に参与すべく、着実に自己研鑽に励み備えていた。

先述したように、摂関家が高い実務能力を有した人物を国政レベルでも家政レベルにおいても登用する先例は存在した。兼実は嫡流ではあるが、当初から摂関への就任が約束された立場ではなく、長期間、右大臣の地位に留まっていた。こうした点で父忠通や異母兄である基実、基房たちとは異なる政治的方向性を示さざるを得なかつた。兼実は将来における摂関就任を目指し、これまで見てきたように、諸道において能力の高い人物との関係を積極的に構築し、かような交流関係の中で自己研鑽に励んでいた。頼業、隆職との紐帯のあり方もこうした文脈の中で深められていったものと考えられる。

註

（一）多賀宗準「兼実とその周辺」『玉葉索引』吉川弘文館、（二）西山恵子「九条兼実の家司をめぐる」『公家と武

一九七四年

家』、思文閣出版、一九九五年、宮崎康充「右大臣兼実の家礼・家司・職事」『宮内庁書陵部紀要』六十一号、二〇〇九年

冒頭で触れたように、西山恵子氏は兼実の家司の類型として、「譜代型家司」をあげられているが、これに対し宮崎康充氏は、

譜代型を父祖の代からの縁故というのであれば、儒者や実務官僚も含めて兼実の家司の大部分がそこに分類されてしまうし、儒者型家司にも様々なパターンがある。

何よりも氏家司に藤原姓の家司以上の意味があるようにも思われないのである。

と疑問を呈されている。確かに宮崎氏が述べられるように、兼実との関係に限定せずとも当時の貴族社会においては、家司の登用には様々なルートがあり、本稿で考察の対象とした藤原光長や葉室宗頼の事例の如く、もともと父祖以来の縁故の要素もあり、さらには実務官人としての高い事務能力を家政に活かすことを期待してのものであった。

かような西山・宮崎両氏の分類は、兼実の家司の類型を家司となる人々の出自に基づいての分類であり、両者の見解の相違は、表層にあらわれた属性のみにとらわれて類型化していくことが困難であることを示している。

兼実をめぐる人格的紐帯は広汎かつ多様性を有していた。むしろこうしたあり方こそが当時の社会の実態に即している。

(3) 曾我良成「官務家成立の歴史的背景」『史学雑誌』、一九八三年・同「官務小槻隆職について」『名古屋学院大学論集』、一九八九年、石丸照「九条兼実はどのようにして情報を集めたか―『玉葉』の内乱に関する記事に見る」『東海史学』第四一号、二〇〇七年

(4) 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九五九年、佐藤進一「日本の中世国家」岩波書店、一九八三年、永井晋「解説」『官史補任』続郡書類従完成会、一九九八年、遠藤珠紀「官務」家・局務」家」の成立」『中世朝廷の官司制度』二〇一一年、初出二〇〇二年、井上幸治「官務小槻氏の確立―太政官弁官局(官方)の中世化―」、『立命館文学』六二四号、二〇一二年

(5) 曾我良成「官務家成立の歴史的背景」『史学雑誌』、一九八三年・同「官務小槻隆職について」『名古屋学院大学論集』、一九八九年

(6) 有能な中下級貴族層、摂関家の家司に補任されることについては兼実以前よりみられており、既に大饗亮氏(「平安時代の家司制」『封建制主従制成立史研究』風間書房、一九六七年)、佐藤堅一氏(「封建制主従制の源流に関する一試論」、安田元久編『初期封建制の研究』吉川弘文館、一九六四年)、柴田房子氏(「家司受領」『史窓』二八号、一九七〇年)、玉井力氏(「院政」支配と貴族官人層『日本の社会史』第三卷、岩波書店、一九八七年)等によって指摘されている。

(7) それでは兼実が評価した彼らの実務能力とは一体どの

ようなものであったのであろうか。まずは兼実が度々彼らを称賛する言葉の中にある「和漢の才」の資質が挙げられよう。次いで、彼らの職掌である弁官・史としての実務能力である。両者の職務については既に曾我良成氏によって整理されている。これに従うと、局務では、①中務省の内記の作成した詔書を考勅し太政官の奏文の勅造を行う。②上卿の指揮の下、朝儀・公事を奉行してその記録にあたり、先例を調査し申す。③人事関係の手續き、などを主務とする。続いて官務の職務は①前例勅申②文殿管理③宣旨発給などを行った。(曾我良成「官務小槻隆職について」『名古屋学院大学論集』、一九八九年) 何れも宮中の故実儀礼・儀式を遂行するために欠かせない重職である。将来執政として政権運営を志す兼実が、頼業・隆職の職務能力を必要としていたことは疑いがないことであり、当初はこうした「公的」な関係から両者の関係の端緒が開かれていたと言えよう。

(8) 松園齊「中世の外記について―局務家の形成―」人間文化、愛知学院大学人間文化研究所、一九九四年

ほかにも、中世の地下官人に対する関心は古くから見られたが、外記・史に関しては、前掲した玉井力「院政」支配と貴族官人層『日本の社会史』、一九八七年・中原俊章「官方と外記方」『ヒストリア』第一四六号、一九九五年などがある。

(9) 向居淳郎「清原頼業伝」『日本史研究』、日本史研究会、一九四六年

(10) 和島芳男「清原頼業論」『大手前女子大学論集』五、

一三三―一四七、一九七二年

さらに和島氏は、「兼実は政治家として現実主義者であり、法皇権が武士を利用する一面かえって武士に利用されるところに乱世の原因を見だし、法皇には忠言を呈し、武士には抵抗を示した。」と述べられた上、「兼実には頼長ほどの根性はなく」と本文で記したように、頼朝の支持を得て公武合体を実現したため、頼業は「失望」、「幻滅」したとされている。

かように和島氏は、兼実の姿勢に「根性はない」と見られているが、「根性がない」と見られる兼実の言動の背景には、「戦戦兢兢、如臨深淵、如薄踏薄氷」という慎重さを求める『孝経』(「諸侯章」) 思想の影響が存在するものと考ええる。すなわち「根性はない」と見られる姿勢には、こうした儒教観念が兼実の思考の中に存在したことを示していると言えよう。

(11) 『玉葉』 承安二年十一月二十六日条

(12) 『玉葉』 承安五年九月六日条

(13) 『玉葉』 安元三年三月七日条

(14) 『玉葉』 安元三年五月十二日条

(15) 『玉葉』には、兼実が後白河院近臣を評して「小人」と記している箇所が散見されている。例えば、治承・寿永の内乱期の、寿永二年(一一八三)の法住寺合戦に当たっては、

義仲忽無可奉危国家之理、只君構城集兵、被驚衆之心之条、専至愚之政也、是出自小人之計歟、果以有此乱、王事之軽、不足論是非、可悲々々(寿永二

年十一月十七日条)

と源義仲が「忽無可奉危国家之理」にもかかわらず、「只君城構集兵、被驚衆心」と後白河院が明らかに敵対意識を以て義仲に対峙したことを、「是出自小人之計歟」と後白河の発案ではない可能性を残しつつも、「專至愚之政也」と痛烈にその施策を批判している。

(16) 『玉葉』 治承二年十一月九日条

(17) 『玉葉』 寿永二年十月二十二日条

(18) 『玉葉』 寿永二年十一月十四日条

(19) 『玉葉』 寿永二年十一月二十二日条

(20) 『玉葉』 寿永二年十一月二十四日条

(21) 『玉葉』 寿永二年十二月二十四日条

(22) 『玉葉』 文治三年四月十九日条

(23) 『玉葉』 文治四年四月二十二日条

(24) 『玉葉』 元暦元年八月二十七日条

(25) 『玉葉』 治承三年十月十一日条

(26) 『玉葉』 元暦二年正月十三日条

(27) 『玉葉』 中において、兼実は「社稷」という言葉を用いて、摂関家嫡流として、国政を慮る気持ちを吐露している。例えば、次の文は源義仲敗死直後の寿永三年正月に、「或人」が兼実に撰録就任の可能性を伝えたものである。

或人諫云、甘摂政不可安堵、下官可出馬云々、余案之、末世之作法進退、有恐天下不奔国之条、雖似有憑政道之治乱、偏可在君之最、我君治天下之間、乱亡不可止、不肖之者、不富委任之仁、恐必有後悔歟、

九条兼実と実務官人

加之、微臣於社稷不惜身命之条、仏天可有知見、然即若有世之運者、天不可弃士、無運者又所不欲一旦之浮榮也、不如只奉仕伊勢太神宮

春日大明神、仍一言不上聞、(中略) 或人云、前撰政可還補之由云々、法皇之愛婦也、尤可然也、弥下官不能出詞、努々々々(『玉葉』 寿永三年正月二十一日条)

兼実は撰録就任への期待をもちながらも、結果的に「法皇愛婦」である近衛基通が摂政に還補されると、「微臣於社稷不惜身命」という心構えでいるにもかかわらず、選に漏れ「弥下官不能出詞、努々々々」と嘆息している。さらに、文治二年(一一八六)三月十二日、兼実は念願の摂政及び氏長者となると、果敢に後白河に対し自身の意見を開陳するようになっていった。

入夜定長来、先日所申之可被施德化之間事、御返事也、其仰大慰懃、所申旨可然、撰録之初、聊有置思食御心事、然而漸聞食、聞子細誠無汝過失、又其後万機之間無私、難有思食、偏二天之令然之由、思食者也、如之殊有奉公之志之由、令申云、尤為本意、自今以後、一向所相憑也、如申請召、諸卿可被仰合、今年已無残日、明春三ヶ月以後、可有此沙汰也、朕年来之間、不留心於政途、只委任於近臣、大略可謂有若亡、是世之所知也、今申行理国之政、尤所庶幾也、太神宮、熊野權現可有知見、更不置心、自今以後、一向所委任也云々者、奉勅命之処、不知措手足、已以仰天、初奏達此事之時、所期只逆鱗、殆乱刑也、

而今仰非直也事歟、是更非他、只社稷之志、答天意
神慮者歟、歎喜之涙数行、『玉葉』文治二年十二月
十三日条

と先日(文治二年十二月十日)「可被施德化」と具申し
た内容に対して、以前であれば「所期只逆麟、殆乱刑」
であったが、意外にもこの度は後白河より「所申旨可
然」との返答があり、「只社稷之志、答天意神慮者歟」
をくんでもらえたとし、「歎喜之涙数行」と感激をして
いる。

- (28) 遠藤珠紀前掲注(4)論文
- (29) 曾我良成前掲注(5)論文
- (30) 井上幸治前掲注(4)論文
- (31) 『玉葉』承安四年十月二十一日条
- (32) 『玉葉』承安五年九月六日条
- (33) 『玉葉』安元二年四月二日条
- (34) 『玉葉』安元三年正月三日条
- (35) 『玉葉』治承二年正月二日条
- (36) 『玉葉』治承二年正月三日条
- (37) 『玉葉』元暦元年九月十九日条
- (38) 『玉葉』建久二年四月二十二日条
- (39) 『玉葉』建久二年四月二十三日条。同二十一日から二
十三日に亘って兼実と後白河院とのやり取りの中で、隆
職の官務としての能力が評価されている。頼朝の反応を
憚りながらも、隆職の官務への復職を促している姿が窺
われる。文治五年六月六日条には、教倉院別当には隆職
がもつとも然るべきであると述べられており、ここにも

兼実の隆職との親密な関係が窺われよう。この他、文治
二年四月十七日条、同七月三日条、文治三年六月十日条、
文治四年六月六日条などに密々に兼実の下に参上してい
る姿が散見される。

- (40) 『玉葉』建久三年正月十五日条
- (41) 『玉葉』建久六年正月一日条
- (42) 柴田房子前掲注(6)論文
- (43) 『尊卑文脈』巻二、国史大系、吉川弘文館
- (44) 『公卿補任』巻一、藤原光長条、国史体系、吉川弘文
館
- (45) 『玉葉』治承二年十月六日条
- (46) 『玉葉』寿永元年十二月二十八日条
- (47) 『玉葉』文治二年三月十六日条
- (48) 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向その二」
『学習院史学』十五、五十五―六十七、一九七九―一
- (49) 『玉葉』文治二年閏七月二日条
- (50) 『玉葉』文治二年閏七月三日条
- (51) 『玉葉』文治二年三月十六日条
- (52) 菊池紳一前掲注(48)論文
- (53) 『公卿補任』巻一、葉室宗頼条、国史体系
- (54) 『玉葉』文治二年二月四日条
- (55) 五味文彦「第一章 時代の変転」五七ページ『藤原定
家の時代』、岩波書店、一九九一年
- (56) 『玉葉』文治二年七月二十八日、文治三年二月十二日
条